

サステイナブルキャンパス推進協議会会則
(通称「CAS-Net JAPAN」)

平成26年3月26日
サステイナブルキャンパス推進協議会制定

(名称)

第1条 本会は、日本名を「サステイナブルキャンパス推進協議会」、英文名を「Campus Sustainability Network in Japan」、通称名を「CAS-Net JAPAN」と称する。

(目的)

第2条 本会は、大学キャンパスにおいて、省エネルギー、CO₂削減、交通計画、廃棄物対策等のハード面の環境配慮活動を更に促進するとともに、環境教育・研究、地域連携、食の課題、運営手法等のソフト面の取組も同時に実施するサステイナブルキャンパスの取組を推進し加速させ、かつ諸外国の先進的なネットワークとも連携し、もって我が国における持続可能な環境配慮型社会の構築に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 国内におけるサステイナブルキャンパス構築を推進するための情報共有及び発信
- (2) 諸外国のサステイナブルキャンパス構築に係る取組についての調査及び研究
- (3) サステイナブルキャンパス構築に係る国内外諸機関との連携の推進
- (4) サステイナブルキャンパス構築のための評価システムの作成及び普及
- (5) サステイナブルキャンパスの構築を推進するための大学運営手法の検討
- (6) サステイナブルキャンパス構築への学生の参画
- (7) 優れたサステイナブルキャンパス構築に係る取組みに対する表彰
- (8) その他本会の目的を達成するために必要なこと

(事務局)

第4条 本会の事務局を、当分の間国立大学法人京都大学に置く。

(その他)

第5条 本会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この会則は、平成26年3月26日から施行する。

サステイナブルキャンパス推進協議会に関する申合せ事項

平成26年3月26日

サステイナブルキャンパス推進協議会設立総会決定

会則第5条に基づく事項を次の通り定める。

(会員)

第1条 本会の会員は、法人等会員及び個人会員の2種類とする。

2 法人等会員は、本会の目的に賛同し、運営委員会に入会を認められた国公立大学法人、公立大学、学校法人、高等専門学校、国・地方公共団体、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、大学生生活協同組合、特定非営利活動法人及び学生環境団体で、総会における議決権5を有するものとする。

また、本会の目的に賛同し、運営委員会に入会を認められた民間企業を賛助会員（以下、法人賛助会員）とする。ただし、法人賛助会員は総会における議決権は持たない。

3 個人会員は、本会の事業に賛同し、運営委員会に入会を認められた国公立大学法人、公立大学、学校法人、高等専門学校、国・地方公共団体、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、大学生生活協同組合、特定非営利活動法人及び学生環境団体のいずれかに属する教職員又は学生で、総会における議決権1を有するものとする。

また、本会の目的に賛同し、運営委員会に入会を認められた上記の個人会員以外の個人を賛助会員（以下、個人賛助会員）とする。ただし、個人賛助会員は総会における議決権は持たない。

(参加申込及び会費)

第2条 本会の会員になろうとするものは、参加申込書（電磁的方法による申込書も含む）に必要事項を記入のうえ、申し込みを行い、参加資格を取得する。

2 法人等会員の会費は無料とする。ただし、法人賛助会員の会費は年額1万円とする。

3 個人会員の会費は無料とする。ただし、個人賛助会員の会費は年額5千円とする。

4 本会における活動期間は毎年4月1日から翌年3月31日の1年間の区切りとし、年度の途中に入会した場合においても、当該年分を全額払わなければならない。また、年度の途中に退会される場合も会費の返却は行わない。

5 会費は入会した日から1ヶ月の間に所定の口座に振り込まなければならない。原則として現金の受け渡しは行わない。

(退会)

第3条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、会員は退会届の提出が無い限り、年度を超えて自動更新とする。

2 個人である会員が死亡し、又は会員である法人が解散したときは退会したものとみなす。

(除名)

第4条 会員が次のいずれかに該当する場合、総会の議決によりこれを除名することができる。

- 1 本会の諸規定に違反し、本会の運営を阻害したとき。
- 2 本会の名誉を毀損し、または著しく秩序を乱したとき。

(運営委員)

第5条 本会に運営委員を置く。

- 2 運営委員は、総会において選任する。
- 3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期満了前に退任した運営委員の補欠として選任された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、運営委員で組織する。

- 2 運営委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の運営執行の決定
 - (2) 会長及び副会長の選任並び解職
- 3 運営委員会は、運営委員の中から互選により会長及び副会長を選任する。
- 4 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があった場合は、その事務を代行する。
- 6 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

(幹事会)

第7条 運営委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、運営委員会の会務を整理する。
- 3 幹事は、運営委員会会長が運営委員会委員の中から選任する。
- 4 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 任期満了前に退任した運営委員の補欠として選任された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 幹事会に、代表幹事及び副代表幹事を置く。
- 7 代表幹事は、幹事会の会務を統括する。
- 8 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故等があった場合は、その事務を代行する。
- 9 代表幹事及び副代表幹事は、幹事の中から互選により選任する。
- 10 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集し、議長を務める。

(分科会)

第8条 運営委員会は、分科会その他組織を設置することができる。

- 2 運営委員会は、必要に応じて分科会その他組織の構成員を会員でないものに委嘱することができる。

(総会)

- 第9条 総会は、毎年度1回開催する。ただし、必要があるときは臨時総会を開催することができる。
- 2 法人等会員は、当該法人等会員を代表して総会に出席する者1名をあらかじめ登録しなければならない。
 - 3 総会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 運営委員の選任又は解任
 - (2) 事業計画に関する事
 - (3) 事業報告に関する事
 - (4) 諸規程の制定及び改廃に関する事
 - (5) その他本会の運営に関する重要な事項
 - 4 総会は、会長が招集し、議長を務める。
 - 5 議決は、議長を除く出席した会員が持つ議決権の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。
 - 6 会長は、総会において議決を必要とする事項については、予め、会員に通知するものとする。

(顧問)

- 第10条 運営委員会は必要に応じ顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、本推進協議会の運営に関する重要な事項について、必要な助言を行う。

(会計監査人)

- 第11条 運営委員会は必要に応じ会計監査人を置くことができる。
- 2 会計監査人は、本推進協議会の会計の状況の監査を行う。会計状況について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告する。

附 則

この申合事項は、平成26年3月26日から施行する。

平成27年2月16日 改訂

平成28年2月29日 改訂